

松阪市公式 SNS 利用ガイドライン

平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

松阪市と市民活動団体、住民協議会等が、行政情報や公益的で暮らしに役立つ情報を市民に伝えるための情報発信ツールとして松阪市公式ソーシャル・ネットワークキング・サービス（以降、「公式 SNS」とする）を活用します。また、安全で安心な暮らしのために、大規模な災害発生時やその災害時に備えるための情報をいち早く多くの市民に伝えるために活用します。

(公式 SNS の種類)

公式 SNS は以下を指します。

- (1) FACEBOOK ページ「ぎゅうっと松阪」
- (2) Twitter「松阪市」

(禁止事項)

公式 SNS には、次に掲げる投稿を禁止します。

- (1) 故意に事実と反する内容・虚偽の記事を投稿すること。
- (2) 同一内容の記事および画像等を意図的に多数投稿すること。
- (3) 著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉等、第三者の権利を侵害するまたはそのおそれのある記事を投稿すること。
- (4) 公職選挙運動、特定の政党・政治家・政治活動を推奨または応援する記事、社会通念上誤った思想を高める記事、宗教を布教しようとする記事、またはそれらに類する記事を投稿すること。
- (5) 卑猥（ひわい）または猥褻（わいせつ）な記事を投稿すること。
- (6) 児童や青少年の健全な育成を阻害する記事を投稿すること。
- (7) ソーシャルメディア運営会社の定める規定、法令に反するまたはそのおそれのある記事を投稿すること。
- (8) 差別的表現を含む記事を投稿すること。
- (9) グロテスクな画像等を投稿すること。
- (10) 伏字も含め、特定の企業、法人、団体、地域、個人を誹謗（ひぼう）・中傷する内容を含む記事を投稿すること。
- (11) 物品・割引券・金券の売買または譲渡についての情報を投稿すること。
- (12) その他、松阪市が不適切と判断する記事を投稿すること。

(利用の停止)

投稿者が禁止事項に掲げる記事を繰り返し投稿し、市の警告に応じない場合は、その投稿者の利用を停止することがあります。

(投稿情報に関する管理権等)

- (1) 公式 SNS に投稿された記事及び画像等の管理権は松阪市が有します。
- (2) 松阪市が次に掲げる管理権の行使をした場合において、投稿者は、著作権及び著作者人格権を行使せず、異議を申し立てることはできません。
 - (ア) 松阪市が、この利用ガイドラインの禁止事項に基づき、投稿記事を削除した場合。
 - (イ) 松阪市が、投稿記事を複製、改変、掲示、公衆送信、転載および第三者に利用許諾した場合。

(免責事項)

- (1) 松阪市は、松阪市以外の投稿者が投稿した記事について一切の責任を負いません。また、投稿で生じた損害に対する一切の責任を負いません。
- (2) 公式 SNS は予告なく仕様・内容の変更などを行う場合があります。

(個人情報の取扱いについて)

公式 SNS の利用申込みの際において松阪市が収集した個人情報は、当事業以外の目的で使用することはありません。